



太田駐在所だより

令和8年5月号

さくら警察署
太田駐在所

TEL 028 (682) 0110
TEL 028 (676) 0787

【自転車の違反に交通反則通告制度（青切符）導入！！】

自転車違反

2026年4月1日
青切符導入

16歳以上が対象

青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけた
 - ・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったとき

自転車の主な交通違反

並進走行・二人乗り 3,000円	指定場所一時不停止等 5,000円
歩道通行時の通行方法（歩行・停止）	傘差し・イヤホン使用
6,000円	7,000円
右側通行	即検挙
信号無視	即検挙
	携帯電話使用等（保持） 12,000円

TOCHIGI POLICE

詳しくはこちらから

「交通反則通告制度」とは「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。

通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない制度をいいます。

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり、受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

16のNO! 自転車危険行為

「自転車運転者講習」受講対象 ※下記の1号、2号は道路交通法のことです。

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車両の高速違反（傍行違反）
- 4 通行区分違反
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先妨害
- 9 現状交差点安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 制動装置不良
- 13 酒酔い・酒気帯び運転
- 14 安全運転義務違反
- 15 携帯電話使用等
- 16 始音運転

上記の高危険行為を過去3年以内に2回以上摘発されると...

自転車運転者講習の受講が命じられます。

受講義務の付帯となるのは4年以上。

命令を受けてから、3か月以内の期間に定められた「**5万円以下の罰金**」期間内に受講しないと...

講習の時間：3時間 講習手数料：6,150円

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも...
万が一の事故に備えて、「自転車保険等」に加入しましょう。

